令和６年度

鳥獣保護区等位置図

鳥取県

狩猟の心構え

- 事故等を起こさないように、同行者等に危害を与えないように、ルールやマナーを守り安全な方法で行うこと
- 狩猟資源の持続的利用が図られるように自然環境を保全すること
- 高い見識を備えた社会人（人格者）として尊敬されるように、常に緊張感を持って行うこと
- 猟欲を抑え、獲物の数より無事故・無違反を誇りにすること

1　鳥獣保護区

図面番号	名称	区域	区域図(QRコード)	面積	存続期間
①	岩美 鳥獣保護区 (県指定)	鳥取市福部町細川地内の国道９号如来橋南詰を起点とし、同点から塩見川左岸を北方に下り、同川左岸端に至り、同点から海岸汀線に沿って北東に進み、岩美郡岩美町大字網代、大字田後、大字浦富及び陸上海岸を経て、鳥取県と兵庫県の境界に至り、同所から同境界を南東に進み、西日本旅客鉄道株式会社山陰本線陸上隧道の真上に至り、同所から隧道上を南西に進み、同線上に至り、同線を西方に進み、陸上川鉄橋に至り、同鉄橋から県道陸上岩井線を北西に進み、町道陸上中央線に至り、同町道を西方に進み、国道178号に至り、同国道を南西に進み、町道岩本14号線に至り、同町道を北西に進み、県道網代港線に至り、同県道を南西に進み、国道178号に至り、同国道を南西に進み、国道９号に至り、同国道を西方に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域、塩見川右岸端と海岸汀線の接する点を中心とした半径１キロメートル以内の海面及び同右岸から兵庫県境までの海岸汀線から１キロメートル以内の海面		2,590ha	令和３年11月1日から 令和13年10月31日まで
②	扇ノ山 鳥獣保護区 (県指定)	鳥取県と兵庫県との境界と鳥取市と若桜町との境界の交点を起点とし、同点から鳥取市と若桜町との境界を南方に進み、鳥取市と八頭町との境界に至り、同境界を南西に進み、鳥取森林管理署扇ノ山国有林と民有林との境界に至り、同境界を北西に進み、千代川森林計画区の鳥取市国府町に係る398林班と403林班との境界に至り、同境界を北西に進み、398林班と399林班との境界に至り、同境界を北方に進み、397林班と398林班との境界に至り、同境界を北西に進み、佛谷川に至り、同川を北西に進み、佛谷川と雨滝川の合流点に至り、同点を北西に進み、雨滝川と筥滝川の合流点に至り、同点の北東側のりょう線を北方に進み、林道河合谷線に至り、同林道を北方に進み、同林道と町道島越中央線との交点に至り、同町道を北東に進み、町道島越牛ヶ峰線に至り、同町道を東方に進み、山道島越海上線に至り、同山道を東方へ進み、鳥取県と兵庫県との境界に至り、同境界を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域		1,661ha	令和４年11月1日から 令和14年10月31日まで
③	久松山 鳥獣保護区 (県指定)	鳥取市丸山地内の県道伏野覚寺線と市道山の手通りとの交点を起点とし、同点から同県道を北東に進み市道丸山町７号線に至り、同市道を北東に進み、同市道の終点に至り、同点と八幡池堤防西端とを直線で結んだ線を北東に進み、同堤防の西端に至り、同堤防を北東及び南東に進み、同堤防の東端に至り、同所より市道覚寺13号線を北東に進み、市道覚寺円護寺線との交点に至り、同市道を東方に進み市道円護寺覚寺線に至り、同市道を南東に進み、市道天徳寺通りに至り、同市道を南西に進み、市道円護寺４号線に至り、同市道を南東に進み、鳥取市有林と耕地等との境界に至り、同境界を南東に進み、国有林コンクリート標１号に至り、同標から国有林と民有林との境界を東方、南方及び北方に進み国有林石標454号に至り、同石標から長田神社参道を南西に進み、市道東町12号線に至り、同市道を南西に進み、市道山の手通りに至り、同市道を北西に進み起点に至る線により囲まれた一円の地域		460ha	令和２年11月1日から 令和12年10月31日まで
④	千代川流域 鳥獣保護区 (県指定)	鳥取市安長地内の県道伏野覚寺線の八千代橋東詰を起点とし、同所から県道秋里吉方線を南方に進み、県道鳥取鹿野倉吉線の千代橋東詰千代川右岸堤防に至り、同堤防を南方に進み、県道鳥取河原自転車道線に至り、同県道を南方に進み、国道53号に至り、同国道を南方に進み、県道袋河原八坂線に至り、同県道を南方に進み、円通寺橋を経て鳥取市西円通寺と鳥取市河原町布袋の境界に至り、同境界線を西方に進み、県道郡家鹿野気高線に至り、同県道を北方に進み、県道鳥取河原線に至り、同県道を北方に進み、市道菖蒲16号線に至り、同市道を北方に進み、県道鳥取河原線に至り、同県道を北方に進み、県道高路古海線に至り、同県道を北方に進み、県道鳥取港線に至り、同県道を北方に進み、県道伏野覚寺線に至り、同県道を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域		641ha	平成28年11月1日から 令和８年10月31日まで
⑤	湖山池 鳥獣保護区 (県指定)	鳥取市湖山地内の県道伏野覚寺線と県道湖山停車場布勢線の交点を起点とし、同点から県道湖山停車場布勢線を南方に進み、市道古海高住線に至り、同市道を西方に進み、県道鳥取鹿野倉吉線に至り、同県道を西方に進み、県道金沢伏野線に至り、同県道を北方に進み、市道湖岸線に至り、同市道を北方に進み、農道に至り、同農道を北方に進み、県道伏野覚寺線に至り、同県道を東方に進み、起点に至る線により囲まれた一円の地域		1,160ha	令和２年11月1日から 令和12年10月31日まで
⑥	鷲峰山 鳥獣保護区 (県指定)	鳥取市に所在する鳥取森林管理署鷲峰山国有林111林班、112林班、115林班及び116林班並びに鳥取森林管理署猪呼谷国有林113林班及び114林班並びに千代川地域森林計画区鳥取市144林班、145林班及び146林班の区域		884ha	令和５年11月1日から 令和15年10月31日まで
⑦	氷ノ山 鳥獣保護区 (県指定)	八頭郡若桜町大字茗荷谷地内の国道482号の尾出見橋を起点とし、同点から同国道を北東に進み、鳥取県と兵庫県との境界に至り、同境界を南東に進み、国道29号の新戸倉トンネルに至り、同所から国道29号を西方に進み、千代川地域森林計画区若桜町320林班と321林班の境界に至り、同境界を北東に進み、319林班と322林班の境界を経て、鳥取森林管理署小船山国有林と民有林との境界に至り、同境界を北西に進み、315林班と林班318林班との境界に至り、同境界を南西に進み、316林班と317林班の境界を経て、国道29号線に至り、同国道を北西に進み、林道久曽木谷線に至り、同林道を北東に進み、同林道の終点に至り、同点から同国有林に通ずる第二小舟山山道を北東に進み、同国有林と民有林との境界に至り、同境界を北西及び東方に進み、158林班と159林班との境界に至り、同境界を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域		2,092ha	令和４年11月1日から 令和14年10月31日まで
⑧	若桜 鳥獣保護区 (県指定)	八頭郡若桜町大字若桜字古城谷1519－１、1520－１、1521から1527まで、1527－１、1528、1529－１及び1530の区域		10ha	令和５年11月1日から 令和15年10月31日まで
⑨	芦津 鳥獣保護区 (県指定)	八頭郡智頭町大字芦津に所在する鳥取森林管理署沖ノ山国有林59林班の南西端が北股川と接する地点を起点とし、同点から同国有林と民有林との境界を北東に進み、千代川森林計画区の智頭町に係る166林班と169林班との境界に至り、同境界を北東に進み、智頭町大字芦津と同町大字八河谷との境界に至り、同境界を北東に進み、智頭町と若桜町との境界に至り、同境界を南東及び南方に進み、鳥取県と岡山県との境界に至り、同境界を南西に進み、鳥取森林管理署沖ノ山国有林と鳥取県内の民有林との境界に至り、同境界を北西に進み、同国有林60林班の北西端と北股川とが接する地点に至り、同点から北股川を西方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域		2,431ha	令和４年11月1日から 令和14年10月31日まで
⑩	智頭 鳥獣保護区 (県指定)	八頭郡智頭町大字智頭字宮山2284－１及び2285並びに字宮ノ前225から229まで及び230－２の区域		2ha	令和５年11月1日から 令和15年10月31日まで
⑪	高鉢山 鳥獣保護区 (県指定)	鳥取市に所在する鳥取森林管理署山王谷国有林の93林班及び94林班並びに千代川地域森林計画区鳥取市744林班のＩ準林班並びに745林班のＤ準林班及びＥ準林班の区域		303ha	令和５年11月1日から 令和15年10月31日まで
⑫	三徳山 鳥獣保護区 (県指定)	天神川地域森林計画区三朝町31林班Ｂ小班と同林班Ｅ小班と県道鳥取鹿野倉吉線の交点を起点とし、同所から同県道を東方に進み、鳥取森林管理署三徳谷国有林507林班とその東側の天神川地域森林計画区三朝町31林班Ａ小班との境界に至り、同境界を南方に進み、同林班Ａ小班と同林班Ｂ小班との境界に至り、同所から同境界を南西に進み、鳥取森林管理署三徳谷国有林507林班の北端に至り、同所から同林班と天神川地域森林計画区三朝町31林班Ａ小班との境界を南方に進み、鳥取森林管理署三徳谷国有林507林班と天神川地域森林計画三朝町30林班との境界に至り、同境界を南方に進み、鳥取森林管理署三徳谷国有林506林班と507林班の境界に至り、同境界を南方に進み、鳥取管理署三徳谷国有林506林班と鳥取森林管理署中津国有林508林班との境界に至り、同境界を南東に進み、三徳山三角点（標高900メートル）に至り、同所から鳥取森林管理署中津国有林508林班のい1小班と同林班のい2小班との境界を南東に進み、同林班のい1小班と同林班のへ小班との境界に至り、同境界を南東に進み、同林班のと小班と同林班のへ小班との境界に至り、同境界を南方に進み、同林班のと小班と中国電力貸電線敷イとの境界に至り、同境界を南方に進み、同林班とその南側の天神川地域森林計画区三朝町44林班との境界に至り、同境界を北西に進み、山道（通称神倉越山道）に至り、同山道を南西に進み、県道三朝中線に至り、同県道を北西に進み、橋（通称大石谷に架かる下小鹿橋）に至り、同谷を北東に進み、山道（通称大石谷山道）に至り、同山道を北東に進み、天神川地域森林計画区三朝町31林班と41林班の境界に至り、同境界を南東に進み、鳥取森林管理署中津国有林508林班の境界に至り、同所から同境界と天神川地域森林計画区三朝町31林班との境界を東方に進み、同林班と鳥取森林管理署三徳谷国有林507林班との境界に至り、同境界を北方に進み、天神川地域森林計画区三朝町31林班Ｂ小班と同林班Ｄ小班との境界に至り、同境界を北方に進み、同林班Ｂ小班と同林班Ｅ小班との境界に至り、同境界を北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域。		321ha	令和５年11月1日から 令和15年10月31日まで
⑬	東郷池 鳥獣保護区 (県指定)	東伯郡湯梨浜町内の東郷池の湖面		417ha	令和３年11月1日から 令和13年10月31日まで
⑭	西郷 野鳥愛護林 鳥獣保護区 (県指定)	倉吉市上余戸字大谷327-3並びに同市下余戸字後口山108-6及び109の区域		0.7ha	令和３年11月1日から 令和13年10月31日まで
⑮	打吹山 鳥獣保護区 (県指定)	倉吉市仲ノ町地内の県道倉吉福本線と市道葵町堺町三丁目線との交点を起点とし、同所から同市道を南方に進み、市道葵町湊町線に至り、同市道を東方に進み、市道野球場テニスコート線に至り、同市道を南西に進み、山道（通称外道山登山コース）に至り、同山道を南東及び西方に進み、外道山山頂に至り、同山頂から山道（通称外道山ハイキングコース）を西方に進み、市道みどり町２号線に至り、同市道を西方に進み、市道みどり町中央線に至り、同市道を北西に進み、県道倉吉福本線に至り、同県道を北方及び東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域		126ha	平成27年11月1日から 令和７年10月31日まで
⑯	大山 鳥獣保護区 (国指定)	鳥取県倉吉市、東伯郡琴浦町、西伯郡大山町及び伯耆町並びに日野郡江府町所在国有林鳥取森林管理署569から587まで、590、591及び594から596までの各林班、597林班（ろからは２までの各小班並びに県道米子大山線貸与地を除く。）、599から601まで、603から608まで、720及び721の各林班の区域、大山町所在東大山県有林の区域、同森林管理署607林班と県道倉吉江府溝口線との北側交点を起点とし、同所から国有林と県有地の境界線を北進し船谷川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を南進し県道倉吉江府溝口線との交点に至り、同所から同県道を西進し起点に至る線により囲まれた区域、倉吉市と江府町との境界線と県道倉吉江府溝口線との西側交点を起点とし、同所から同境界線を西進し倉吉市と琴浦町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同森林管理署566林班と569林班の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し同森林管理署569林班と565林班の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み同森林管理署569林班と568林班の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し倉吉市と江府町の境界線との交点に至り、同所から同境界を北東に進み県道倉吉江府溝口線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み起点に至る線により囲まれた区域及び県道大山口停車場大山線と県道赤碕大山線との南側交点を起点とし、同所から同県道を東進し同森林管理署591林班の境界線との交点に至り、同所から国有林の境界線を南進し同森林管理署599林班境界標ほ２との交点に至り、同所から同所と同森林管理署599林班境界標218イを結ぶ直線を西進し同所に至り、同所から国有林の境界線を東進し県道大山口停車場大山線との交点に至り、同所から同県道横断方向に引いた線を東進し同県道境界線との交点に至り、同所から同県道を北進し起点に至る線により囲まれた区域		5,156ha	平成29年11月1日から 令和９年10月31日まで
⑰	中海 鳥獣保護区 (国指定)	鳥取県米子市と島根県安来市との境界と中海の平均水位の水際線（以下「海岸線」という。）との交点を起点とし、同所から海岸線を北西に進み八尋鼻に至り、同所から海岸線を西に進み十神山の北西端に至り、同所から同所と亀島埋立地北東端を結んだ直線を北西に進み亀島埋立地北東端に至り、同所から海岸線を西に進み伯太川河口右岸に至り、同所から同川右岸を南に進み新飯島橋に至り、同所から同橋を経て同川左岸を北に進み同川河口左岸に至り、同所から海岸線を西に進み吉田川河口右岸北端に至り、同所から西に進み同川河口左岸北端に至り、同所から海岸線を北西に進み飯梨川河口右岸に至り、同所から同川右岸に堤防法線を南に進み東赤江大橋に至り、同所から同橋を経て同川左岸の堤防法線を北に進み同川河口左岸に至り、同所から海岸線を南西に進み田頼川河口右岸に至り、同所から同川右岸を南に進み渡り橋に至り、同所から同橋を経て同川左岸を北に進み同川河口左岸に至り、同所から海岸線を西に進み意宇川河口右岸に至り、同所から同川右岸を北西に進み意宇橋に至り、同所から同橋を経て同川左岸を北東に進み同川河口左岸に至り、同所から海岸線を北に進み大橋川河口右岸に至り、同所から同川右岸を2,625メートル西に進み同川右岸と同川右岸の水門との交点に至り、同所から大橋川を真北に横断し、同川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を600メートル東に進み同川左岸と同川左岸の水路との交点に至り、同所から同水路を北に進み島根県道本庄福富松江線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み水路との交点に至り、同所から水路を南東に進み海岸線との交点に至り、同所から海岸線を北東に進み大海崎鼻に至り、同所から海岸線を北に進み和名鼻突堤北端に至り、同所から海岸線を北及び南に進み係留施設の北端に至り、同所から和名鼻突堤南端を結んだ直線を西に進み和名鼻突堤南端に至り、同所から江島の北西端を結んだ直線を南東に進み江島の北西端に至り、同所から森山堤東端を南西に横断し海岸線との交点に至り、同所から海岸線を南に進み馬渡堤北端に至り、同所から海岸線を南西に進み県道八束松江線道路改良計画地との交点に至り、同所から同道路改良計画地海岸線を西及び南に進み大海崎堤北東端に至り、同所から大海崎堤を南東に横断し海岸線との交点に至り、同所から海岸線を東に進み馬渡堤南端に至り、同所から海岸線を北東に進み江島東端に至り、同所から海岸線を北西に進み江島大橋南端から沖合50メートルの交点に至り、同所から同橋沖合50メートルを北東に進み同橋東端から沖合50メートルの交点に至り、同所から海岸線を南東に進み同海岸線との点（北緯35度26分37.7秒、東経133度17分24.4秒）に至り、同所から北東に進み粟島神社境内地との交点に至り、同所から北東に進み車道との交点に至り、同所から同道路を南東に進み、粟島神社境内地西端に至り、同所から粟島神社境内地を南西に進み同海岸線との点（北緯35度26分35.1秒、東経133度17分30秒）に至り、同所から海岸線を東に進み米子港西側ふ頭南端に至り、同所から湊山公園区域西端を結んだ直線を東に進み湊山公園区域北西端に至り、同所から海岸線を東に進み湊山公園区域界との交点に至り、同所から湊山公園北側区域界を東に進み県道米子境港線との交点に至り、同所から同道路を南東に進み同公園道路との交点に至り、同所から同道路を130メートル西に進み湊山公園区域界との交点に至り、同所から同公園区域界を南に進み同公園道路との交点に至り、同所から同公園道路を東に進み市営湊山球場東端に至り、同所から同道路を南に進み国道９号線との交点に至り、同所から同道路を南に進み深浦橋に至り、同所から同橋を経て新加茂川左岸を南西に進み同川河口に至り、同所から海岸線を南に進みゆうなぎ橋に至り、同所から同橋を経て国道９号線との交点に至り、同所から同道路を南に進み江淵橋に至り、同所から同橋を経て海岸線を西に進み起点に至る線により囲まれた区域の中海干拓地の区域及び彦名干拓地の区域（米子水鳥公園の区域を除く。）を除く区域		8,682ha	令和６年11月1日から 令和16年10月31日まで
⑱	鵜の池 鳥獣保護区 (県指定)	日野郡日野町下黒坂地内の町道矢倉峠線と町道日野金城線との交点を起点とし、同所から町道日野金城線を南南東及び東方に進み、同町道と町道鵜ノ池線の取付け道路に至り、同道路を南東に進み、町道鵜ノ池線に至り、同町道を南東に約100ｍ進み、同所から西側ののりょう線を西方に進み、林道長培１号線に至り、同所から西側のりょう線を西南西に進み、林道長培３号線と林道下黒坂線を結ぶ山道に至り、同所から西側のりょう線を西に進み、県道日野溝口線に至り、同県道を北方に約200ｍ進み町道鵜ノ池線の交点から同町道を西北に進み、県道日野溝口線に至り町道矢倉峠線を北に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域		82ha	令和５年11月1日から 令和15年10月31日まで
⑲	日南湖 鳥獣保護区 (県指定)	日野郡日南町菅沢地内の国道180号と県道阿毘縁菅沢線の交点を起点とし、同所から国道180号を北東に進み、中原橋に至り、同橋を渡り、菅沢川左岸に至り、同川左岸を東方へ進み、日南町菅沢字菅沢山と日南町菅沢字内井ヶ瀬川向山の境界に至り、同所から菅沢山尾根を南東、東方、南東方向に進み、日南町と日野町との境界に至り、同境界を南西、北方及び南西方向に進み、町道生山印賀線に至り、同町道を北方に進み、町道印賀古市線に至り、同町道を東方に進み、県道阿毘縁菅沢線に至り、同県道を東方及び南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域		1,262ha	令和６年11月1日から 令和16年10月31日まで
⑳	道後山 鳥獣保護区 (県指定)	島根県と鳥取県との境界と県道横田多里線との交点を起点とし、同所から同県道を東方に進み、広域基幹林道窓山線に至り、同林道を南西に進み、農道新田線に至り、同農道を南西に進み、日野郡日南町上萩山奥萩部落から同町新屋新山部落に通じる平吹越山道に至り、同山道を南方及び南西に進み、林道野富線に至り、同林道を南東に進み、広域基幹林道窓山線に至り、同林道を東方に進み、町道坂郷線に至り、同町道を東方に進み、国道183号に至り、同国道を南方に進み、峠根橋で津久谷川に至り、同川を南方に進み、日野川地域森林計画区日南町424林班と425林班の境界に至り同境界を東方に進み、423林班と424林班の境界に至り、同境界を東方に進み422林班と423林班の境界に至り、同境界を東方に進み、423林班と若松鉱山跡との境界に至り、同境界を東方に進み、423林班内の林相境界に至り、同境界を東方に進み、414林班と417林班の境界に至り、同境界を北東に進み、414林班と415林班の境界に至り、同境界を北方に進み、若松川に至り、同川を南東に進み、出立山道に至り、同山道を北東に進み、県道新見多里線に至り、同県道を東方に進み、奥日野広域農道に至り、同農道を南東、北東及び南東に約3.7キロメートル進み、日南町豊栄字名谷山から字若杉を東西に横断する山道に至り、同山道を東方に進み、町道若杉線に至り、同町道を南方に進み、日野郡日南町豊栄若杉部落から岡山県新見市に通じる三室越山道に至り、同山道を南東に進み、鳥取県と岡山県との境界に至り、同境界を西方及び南西に進み、鳥取県と広島県との境界に至り、同境界を北西及び西方に進み、鳥取県と島根県との境界に至り、同境界を北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域		3,473ha	令和６年11月1日から 令和16年10月31日まで
㉑	沢川 鳥獣保護区 (県指定)	鳥取県と兵庫県との境界と鳥取市と若桜町との境界の交点を起点とし、同点から鳥取県と兵庫県との境界を南東に進み、鳥取森林管理署沢川国有林16林班と浦山国有林19林班の境界に至り、同境界を南西に進み、沢川国有林と民有林との境界に至り、同境界を北方に進み、千代川森林計画区の若桜町に係る110林班と111林班の境界に至り、同境界を北西に進み、来見野川左岸に至り、同川左岸を北東に進み、同国有林と民有林との境界に至り、同境界を北東に進み、同国有林15林班と16林班との境界に至り、同境界を南東に進み、林道東因幡線に至り、同林道を北西に進み、同国有林と民有林との境界に至り、同境界を北西に進み、若桜町と八頭町との境界に至り、同境界を北西に進み、鳥取市と若桜町との境界に至り、同境界を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域		795ha	令和４年11月1日から 令和14年10月31日まで
㉒	布勢桂見 鳥獣保護区 (県指定)	鳥取市里仁地内の県道鳥取鹿野倉吉線と市道里仁大桷線との交点を起点とし、同点から同市道を南西に進み、市道大桷１号線に至り、同市道を南西に進み、市道大桷野坂１号線に至り、同市道を南西に進み、千代川地域森林計画区鳥取市115林班Ｆ小班の境界に至り、同境界を北方へ進み、164林班と115林班の境界に至り、同境界を西方に進み、164林班と118林班の境界に至り、同境界を北西に進み、164林班と165林班の境界に至り、同境界を北方に進み、165林班Ｃ小班と165林班Ｄ小班の境界に至り、同境界を西方に進み、同境界から165林班Ｄ小班の境界を西方へ進み、農道に至り、同農道を西方に進み、市道高住三山口線に至り、同市道を北方に進み、県道鳥取鹿野倉吉線に至り、同県道を北東に進み、同県道と市道古海高住線の交点に至り、同市道を北東及び東方に進み、同市道と県道鳥取空港布勢線との交点に至り、同県道を南方に進み、同県道と県道鳥取鹿野倉吉線との交点に至り、同県道を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域		235ha	令和４年11月1日から 令和14年10月31日まで

2　特定猟具(銃器)使用禁止区域

図面番号	名称	区域	区域図(QRコード)	面積	存続期間
①	本庄 特定猟具(銃器)使用禁止区域	岩美郡岩美町大字岩本地内の町道大谷沓井線の岩本橋東詰を起点とし、同所から町道岩本７号線を南東に進み、町道岩本本庄線に至り、同町道を南東に進み、蒲生川右岸の堤防に至り、同堤防を南東に進み、国道９号に至り、同国道を西方に進み、町道本庄岩本線に至り、同町道を北西に進み、町道大谷沓井線に至り、同町道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域		25ha	平成28年11月1日から 令和８年10月31日まで
②	鳥取 特定猟具(銃器)使用禁止区域	鳥取市丸山町地内の県道伏野覚寺線の丸山橋東詰を起点とし、起点から同県道を南西及び西方に進み、国道９号に至り、同国道を西方に進み、溝川橋西詰に至り、溝川の左岸を北方に進み、汀線に至り、同汀線を東方に進み、同汀線と同市賀露町西四丁目（防波堤を除く。以下同じ。）水際線との交点に至り、同水際線を北方及び東方に進み、同市賀露町西四丁目北端に至り、同所と同市港町（防波堤を除く。以下同じ。）北西端とを直線で結んだ線を北東に進み、同市港町北西端に至り、港町水際線を同市港町北東端に進み、同所と千代川右岸と汀線との交点とを結んだ直線を南東に進み、千代川右岸と汀線との交点に至り、汀線を東方に進み、塩見川に至り、同川の左岸を南方に進み、県道福部岩美線に至り、同県道を南西に進み、市道浜湯山県線との交点に至り、同市道を西方に進み、県道湯山鳥取線に至り、同県道を南西に進み、市道湯山多鯰ヶ池線との交点に至り、同市道を南方に進み、市道覚寺福部線に至り、同市道を南西及び南方に進み、同市道から権谷神社入口に至る谷に至り、同谷を南西に進み、同神社入口に至り、同神社入口から県道一本松覚寺線に至る道を南方へ進み、同県道に至り、同県道を東方に進み、通称背谷に至り、同谷を南東に進み、高甕山山頂に至り、高甕山稜線を南東及び南西に進み、鳥取森林管理署旧城山国有林の石標340号に至り、同国有林と民有林との境界を南西に進み、同国有林の石標379号に至り、同国有林と民有林との境界を南方に進み、同国有林の石標393号に至り、山林と耕地との境界を南方及び北西に進み、市道円護寺４号線に至り、同市道を北西に進み、市道天徳寺通りに至り、同市道を北東に進み、市道円護寺覚寺線に至り、同市道を北西に進み、市道覚寺円護寺線との交点に至り、同市道を西方に進み、市道覚寺13号線との交点に至り、同市道を南西に進み、八幡池堤防の東端に至り、同堤防を北西及び南西に進み、同堤防の西端に至り、同所と市道丸山町７号線の終点とを直線で結んだ線を南西に進み、同市道の終点に至り、同市道を南西に進み、県道伏野覚寺線に至り、同県道を南西に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域		2,669ha	平成30年11月1日から 令和10年10月31日まで
③	百谷 特定猟具(銃器)使用禁止区域	鳥取市百谷地区の県道鳥取福部線と市道百谷線との交点を起点とし、起点から同市道を西方に進み、百谷ダム管理道に至り、同管理道を西方に進み、鳥取市百谷字矢谷から国有林鳥取事業区旧城山国有林に通ずる山道（通称矢谷山道）に至り、同山道を西方に進み、国有林鳥取事業区旧城山国有林の石標248号に至り、同石標から国有林と民有林との境界を北東、南西及び北西に進み、同国有林の石標325号に至り、同石標から鳥取市覚寺と同市百谷の境界を北東に進み、平成16年11月１日市町村合併前の鳥取市と平成16年11月１日市町村合併前の福部村との境界に至り、同境界を南東、北東及び南東に進み、旧県道鳥取福部線に至り、同旧県道を南西に進み、県道鳥取福部線に至り、同県道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域		212ha	令和元年11月1日から 令和11年10月31日まで
④	上野 特定猟具(銃器)使用禁止区域	鳥取市立川町五丁目地内の県道鳥取国府線と西日本旅客鉄道株式会社山陰本線との立体交差を起点とし、同所から同線を北東に進み、市道滝山開拓１号線に至り、同市道を南東、北東に進み、大沢池の南西端に至り、同池の周囲を北方、南方に進み、同池の南東端（市道滝山開拓線）に至り、同市道を南方に進み、市道岩倉開拓線に至り、同市道を南東に進み、平成16年11月１日市町村合併前の鳥取市と平成16年11月１日市町村合併前の国府町との境界に至り、同境界を西方に進み、市道宮下14号線に至り、同市道を南方に進み、市道宮下４号線に至り、同市道を西方に進み、市道宮下７号線に至り、同市道を北西に進み、市道宮下６号線に至り、同市道を北東に進み、市道奥谷１号線に至り、同市道を西方に進み、区画道路28号線に至り、同市道を西方に進み、市道立川甑山線に至り、同市道を北方に進み、県道鳥取国府線に至り、同県道を北西に進み起点に至る線で囲まれた一円の地域		368ha	令和６年11月1日から 令和16年10月31日まで
⑤	津ノ井 特定猟具(銃器)使用禁止区域	鳥取市桂木地内の県道若葉台東町線と市道久末生山線との交点を起点とし、同点から同市道を東方に進み、県道津ノ井国府線に至り、同県道を北西に進み、市道桜谷津ノ井線に至り、同市道を北方に進み、市道杉崎６号線との交点に至り、同市道を北東に進み、洗井川左岸に至り、同川左岸を東方に進み、平成16年11月１日市町村合併前の鳥取市（以下この欄において「旧鳥取市」という。）と平成16年11月1日市町村合併前の国府町との境界に至り、同境界を南東に進み、同境界線上の標柱（No.1）に至り、同標柱から鳥取市都市計画区域の市街化区域と市街化調整区域との境界線上の標柱（No.2）に至り、同境界を西方に進み、国道29号との交点に至り、同国道を南方に進み、旧鳥取市と八頭町との境界に至り、同境界を西方に進み、同市香取と同市久末の境界線との交点に至り、同境界を北方に進み、市道久末７号線に至り、同市道を北方に進み、同市久末203－２地先の農道に至り、同農道を北東に進み、市道南栄広岡線に至り、同市道を南東に進み、市道海蔵寺広岡線に至り、同市道を北方に進み、県道若葉台東町線に至り、同県道を北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域		526ha	令和３年11月1日から 令和13年10月31日まで
⑥	千代川 特定猟具(銃器)使用禁止区域	鳥取市河原町釜口地内の国道53号と県道八日市釜口線との交点を起点とし、同所から同県道を南西に進み、県道鷹狩渡一木線に至り、同県道を北西に進み、県道本鹿高福線に至り、同県道を北方に進み県道鷹狩渡一木線に至り、同県道を北方及び北東に進み、主要地方道鳥取河原線に至り、同地方道を北方に進み、平成16年11月１日市町村合併前の河原町と鳥取市との境界に至り、同境界を北東に進み、県道袋河原八坂線に至り、同県道を北東に進み、千代川の右岸堤防に至り、同堤防を南東に進み、市道河原円通寺線に至り、同市道を南西に進み、県道河原郡家線に至り、同県道を南東に進み、市道徳吉片山線に至り、同市道を南西に進み、八東川の左岸堤防に至り、同堤防を北西に進み、市道稲常徳吉線に至り、同市道を南方に進み、主要地方道鳥取河原線に至り、同地方道を南方に進み、国道53号に至り、同国道を南西に進み、県道本鹿高福線に至り、同県道を南西及び南東に進み、市道高津原線に至り、同市道を南東に進み、国道53号に至り、同国道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域		360ha	令和６年11月1日から 令和16年10月31日まで
⑦	郡家船岡 八東川 特定猟具(銃器)使用禁止区域	鳥取市河原町片山地内の市道徳吉片山線と県道河原郡家線との交点を起点とし、同所から同県道を東方に進み、県道鳥取郡家線に至り、同県道を東方に進み、県道郡家鹿野気高線に至り、同県道を北方に進み、久能寺用水路に至り、同水路を南東及び東方に進み、本谷川砂防河川に至り、同河川を東方に進み、国道29号に至り、同国道を南東に進み、平成17年３月31日町合併前の郡家町と八東町（以下この欄において「旧八東町」という。）との境界に至り、同境界を南西及び北西に進み、旧八東町と平成17年３月31日町合併前の船岡町との境界に至り、同境界を南西に進み国道482号に至り、同国道を北西に進み、県道郡家鹿野気高線に至り、同県道を北西に進み、市道稲常徳吉線に至り、同市道を北方に進み、八東川の左岸堤防に至り、同堤防を南東に進み、市道徳吉片山線に至り、同市道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域		595ha	令和６年11月1日から 令和16年10月31日まで
⑧	八東川 特定猟具(銃器)使用禁止区域	平成17年３月31日町合併前の八東町（以下この欄において「旧八東町」という。）と郡家町（以下この欄において「旧郡家町」という。）との境界と国道29号との交点を起点とし、同所から同国道を南東及び東方に進み、県道津山智頭八東線に至り、同県道を南西及び西方に進み、県道才代船岡線に至り、同県道を北西に進み、国道482号に至り、同国道を北西に進み、旧八東町と平成17年３月31日町合併前の船岡町との境界に至り、同境界を北東に進み、旧八東町と旧郡家町との境界に至り、同境界を南東及び北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域		510ha	令和６年11月1日から 令和16年10月31日まで
⑨	佐治川ダム 特定猟具(銃器)使用禁止区域	鳥取市佐治町尾際地内の市道尾際線と市道呑谷線との交点を起点とし、同所から市道呑谷線を南東に進み、国道482号に至り、同国道を南西に進み、市道中線に至り、同市道を北方に進み、遊歩道２号線に至り、同遊歩道を北方及び南東に進み、遊歩道１号線に至り、同遊歩道を南方に進み、山王滝遊歩道に至り、同遊歩道を南東及び東方に進み、佐治川ダム管理道に至り、同管理道を北東に進み、佐治川ダム堤体に至り、同堤体から佐治川左岸を北東に進み、市道旅行村線に至り、同市道を南方に進み、市道尾際線に至り、同市道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域		34ha	令和６年11月1日から 令和16年10月31日まで
⑩	水尻池 特定猟具(銃器)使用禁止区域	鳥取市気高町奥沢見地内の市道宝木酒津水尻線と市道母木坂線との交点を起点とし、同所から市道宝木酒津水尻線を南東に進み、市道奥沢見元光線に至り、同市道を南東に進み、市道奥沢見長丁線に至り、同市道を南西に進み、市道宝木奥沢見線に至り、同市道を北西に進み、市道母木坂線に至り、同市道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域		32ha	平成27年11月1日から 令和７年10月31日まで
⑪	日光池 特定猟具(銃器)使用禁止区域	鳥取市気高町日光地内の市道日光村内線と市道日光２号線の交点を起点とし、同所から同市道を南東に進み、市道新田下坂本線に至り、同市道を南方に進み、同市道と農道日光越路谷線との交点に至り、同農道を西方に進み、市道日光村内線に至り、同市道を南西、北西、北東及び東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域		39ha	令和４年11月1日から 令和14年10月31日まで
⑫	三朝 特定猟具(銃器)使用禁止区域	東伯郡三朝町大字三朝地内の三朝大橋から新崎橋までの三徳川の河川区域		11ha	令和４年11月1日から 令和14年10月31日まで
⑬	三朝高原 特定猟具(銃器)使用禁止区域	東伯郡三朝町大字大瀬地内の県道鳥取鹿野倉吉線と町道大瀬本泉線との交点を起点とし、同所から同県道を東方に進み、三朝町山田地内にて県道三朝温泉木地山線に至り、同県道を東方及び南方に進み、三朝町三朝地内にて県道鳥取鹿野倉吉線に至り、同県道を東方に進み、町道三谷線に至り、同町道を南方に進み、県営小鹿第２発電所に至り、同発電所の敷地から南側山林との境界を北西及び西方に進み、三朝町横手地内で町道粟谷線に至り、同町道を北西に進み、町道横手本泉線に至り、同町道を南西に進み、町道大瀬本泉線に至り、同町道を北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域		65ha	平成27年11月1日から 令和７年10月31日まで
⑭	天神川 特定猟具(銃器)使用禁止区域	倉吉市道円谷町大原線の大原橋から下流の天神川の河川区域、倉吉市道中河原長坂線の東橋から天神川までの小鴨川の河川区域及び県道倉吉赤碕中山線の福光橋から小鴨川までの国府川の河川区域		323ha	平成27年11月1日から 令和７年10月31日まで
⑮	大平山 特定猟具(銃器)使用禁止区域	県道倉吉青谷線と倉吉市と東伯郡湯梨浜町との境界との交点を起点とし、同所から同県道を西方に進み、市道大平山線に至り、同市道を北方に進み、県道上井北条線に至り、同県道を西方に進み、金毘羅院境内の西側境界線に至り、同境界線を北方に進み、長谷農道に通じる谷に至り、同谷を北方に進み、鳥取短期大学の用水池の南西端に至り、同用水池の西側境界線を北方に進み、長谷農道に至り、同農道を北西に進み、市道福庭東福庭線に至り、同市道を南東及び南方に進み、同市道の終点に至り、同所から山林と耕地及び人家との境界を東方及び北方に進み、農道伏山線に至り、同農道を北北西に進み、市道福庭中央線に至り、同市道を西方へ進み、市道福庭１号線に至り、同市道を北東及び北西に進み、市道福庭２号線に至り、同市道を西方及び北方に進み、市道福庭６号線に至り、同市道を北方へ進み、倉吉市福庭と同市清谷の境界に至り、同境界を北東に進み、農道に至り、同農道を東方へ進み、倉吉市福庭と同市清谷の境界に至り、同境界を南方へ進み、日下農道（通称　大平農道）に至り、同農道を南西、東方及び南方に進み、倉吉市と東伯郡湯梨浜町との境界に至り、同境界を南方に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域		117ha	令和５年11月1日から 令和15年10月31日まで
⑯	鞍塚 特定猟具(銃器)使用禁止区域	東伯郡北栄町妻波地内の町道妻波青木線と県道羽合東伯線との交点を起点とし、同所から同県道を東方に進み、県道上大立大栄線に至り、同県道を南方に進み、町道比山高千穂線に至り、同町道を南西に進み、県道倉吉東伯線に至り、同県道を西方に進み、町道妻波青木線に至り、同町道を北東及び北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域		245ha	平成28年11月1日から 令和８年10月31日まで
⑰	新興 特定猟具(銃器)使用禁止区域	倉吉市関金町堀地内の市道七石ヶ平線と県営一般農道関金線との交点を起点とし、同所から同農道を北東に進み、市道開拓線に至り、同市道を西方に進み、同市道の終点に至り、同所から北西に170メートル進み、高塚三角点に至り、同所から平成17年３月22日市町村合併前の倉吉市と平成17年３月22日市町合併前の関金町との境界を東方に進み、市道森越７号線に至り、同市道を南方に進み、県営一般農道関金線に至り、同農道を南東に進み、市道森越６号線に至り、同市道を南方に進み、長尾溜池の南岸で交差する天神野水路に至り、同水路を西方に進み、市道七石ヶ平線に至り、同市道を西方及び北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域		133ha	令和６年11月1日から 令和16年10月31日まで
⑱	国府新堤 特定猟具(銃器)使用禁止区域	鳥取県立倉吉農業高等学校グラウンドの西側の倉吉市国府地内にある新堤の湖面		0.2ha	令和５年11月1日から 令和15年10月31日まで
⑲	報国 特定猟具(銃器)使用禁止区域	西伯郡大山町報国地内の町道住吉萩原線と町道報国横断１号線との交点を起点とし、同所から同町道を東方に進み、町道石井垣報国線に至り、同町道を南方に約350メートル進み、銃猟禁止区域の標柱に至り、同標柱から南東に約100メートル進み、畑と山林との境界の山道に至り、同山道を南方に進み、大管別荘分譲地と上中山財産区所有地の境界との交点に至り、同交点から南方に約100メートル進み、大管別荘分譲地内の道路の北西端に至り、同道路を南方に進み、町道住吉萩原線に通ずる道路に至り、同道路を西方に進み、町道住吉萩原線に至り、同町道を北方に約130メートル進み、畑と山林との境界の山道との交点に至り、同山道を西方に進み、谷間の山道に至り、同山道を北方に進み、堤の北端に至り、同所から畑と山林との境界の農道を北方に進み、起点に通ずる農道に至り、同農道を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域		91ha	令和５年11月1日から 令和15年10月31日まで
⑳	二本松 特定猟具(銃器)使用禁止区域	西伯郡大山町二本松地内の町道殿河内二本松線と第３防火線南方の山道との交点を起点とし、同所から同町道を南方に進み、土塁に至り、同土塁を南方に進み、下市川の西側の支流に至り、同支流右岸を南方に進み、土塁に至り、同土塁を西方に進み、宮川に至り、同川左岸を北方に進み、町道二本松線に至り、同町道を北方及び北東に進み、町道庄田二本松線に至り、同町道を北方に進み、土塁に至り、同土塁を東方に進み、第３防火線南方の山道に至り、同山道を東方に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域		227ha	平成29年11月1日から 令和９年10月31日まで
㉑	香取 特定猟具(銃器)使用禁止区域	西伯郡大山町豊房地内の県道大山佐摩線と町道岩伏横断線との交点を起点とし、同点から同町道を北方に進み、町道香取線に至り、同町道を東方に進み、町道岩伏横断線に至り、同町道を東方に進み、県道高橋下市停車場線に至り、同県道を南方に進み、県道赤碕大山線に至り、同県道を南東に進み、農道（通称経塚線）に至り、同農道を南西に進み、町道岩伏線に至り、同町道を南西に進み、同町道終点に至り、同点と林道大平線に位置する標柱とを直線で結んだ線を南西に進み、林道大平線に至り、同林道を北西に進み、県道赤碕大山線に至り、同県道を北方に進み、県道大山佐摩線に至り、同県道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域		505ha	令和３年11月1日から 令和13年10月31日まで
㉒	大山 特定猟具(銃器)使用禁止区域	西伯郡伯耆町小林字五反田７－１、７－３及び７－５から７－19まで、字頭ナシ原８－１、８－２及び８－７から８－11まで、字頭ナシ10、10－２、11、12－１、17－２、18及び19、字堤谿676－１及び676－12から676－42まで、字五反田20、21－１から21－３まで及び22、字向南原654－１から654－45まで、660－１から660－４まで及び660－６から660－11まで、字南原698－１、698－３から698－56まで、704－１から704－７まで、705－１、705－４及び705－５並びに字南原上691－１から691－58まで並びに金屋谷字水無原４－３、４－４、４－13、４－17から４－43まで、４－45、４－48から４－52まで、４－57、1681－１から1681－55まで、1685－１、1685－２、1686－１、1686－２、1687、1688、1689－１から1689－29まで、1691－13及び1691－14並びに字宝殿原1692－１から1692－67まで（通称大山ゴルフクラブの一部及び通称アイノピア団地）		78ha	平成30年11月1日から 令和10年10月31日まで
㉓	佐陀川 特定猟具(銃器)使用禁止区域	米子市道下郷４号線の下郷新橋から佐陀川河口までの佐陀川河川区域のうち両岸の堤防の裏側法肩の間の地域		22ha	平成27年11月1日から 令和７年10月31日まで
㉔	河岡 特定猟具(銃器)使用禁止区域	米子市河岡地内の市道尾高河岡線と市道盤川右岸堤線との交点を起点とし、同所から同市道を南東に進み、県道淀江岸本線に至り、同県道を南西に進み、市道五ッ分日下線に至り、同市道を北西に進み、県道米子丸山線に至り、同県道を北西に進み、市道盤川左岸堤線に至り、同市道を北西に進み、市道尾高福万線に至り、同市道を北西に進み、市道河岡４号線に至り、同市道を北西に進み、農道（通称片山道）に至り、同農道を北西及び南方に進み、野本川右岸の標識に至り、同標識と野本川左岸の標識とを結ぶ線を進み、市道野本川左岸堤線に至り、同市道を北西に進み、市道尾高河岡線に至り、同市道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域		14ha	令和元年11月1日から 令和11年10月31日まで
㉕	日野川 特定猟具(銃器)使用禁止区域	日野川河川敷のうち国道９号米子道路から1.3キロメートル上流の同川左岸に位置する大川樋門東側の樹脂製標柱と対岸（右岸）の堤防上の樹脂製標柱（十日市側の農道（通称下道）の終点から西側）を結ぶ線から河口に至るまでの日野川河川区域及び法勝寺川堰から下流の法勝寺川の両岸堤防裏側法肩の間の河川区域		200ha	平成28年11月1日から 令和８年10月31日まで
㉖	緑水湖 特定猟具(銃器)使用禁止区域	西伯郡南部町下中谷地内の国道180号と県営賀祥ダム堤体との交点を起点とし、起点から同堤体を東に進み、町道緑水湖線に至り、同町道を南方及び北東に進み、林道ヒカラシ線に至り、同林道を南東、東方、南東及び北東に進み、林道上中谷線に至り、同林道を南東、北東及び南西に進み、遊歩道健康の径に至り、同遊歩道を西方に進み、西伯郡南部町下中谷字小谷666と字途中谷下山692の境界の東端点に至り、同所から上長田大橋東端に至る尾根筋を西方に進み、町道緑水湖線に至り、同町道を南東、西方、北西及び南方に進み、国道180号に至り、同国道を北西に進み、町道畜産団地線に至り、同町道を南西に進み、町道賀祥ダム線に至り、同町道を南西に進み、町道アゴ牛線に至り、同町道を北東に進み、国道180号に至り、同国道を北方に進み、町道入蔵線に至り、同町道を西方に進み、林道アンジキ線に至り、同林道を東方及び北東に進み、林道ゴマンダヤマ線に至り、同林道を東方に進み、国道180号に至り、同国道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域		110ha	令和元年11月1日から 令和11年10月31日まで
㉗	橋津川 特定猟具(銃器)使用禁止区域	県道東郷湖線の浅津橋から国道９号の羽合大橋までの橋津川河川区域及び南谷樋門から湯梨浜町道親水公園右岸線の上橋津橋までの旧橋津川の河川区域		15ha	令和３年11月1日から 令和13年10月31日まで
㉘	三本松 特定猟具(銃器)使用禁止区域	日野郡日南町神戸上地内の県道上石見黒坂停車場線と県立日野高等学校三本松農場の敷地北端の交点を起点とし、同所から北方、東方及び南東に進み、町道洞三本松線に至り、同町道を南西及び西方に進み、県道上石見黒坂停車場線に至り、同県道を北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域		39ha	令和４年11月1日から 令和14年10月31日まで
㉙	県営生山採穂園 特定猟具(銃器)使用禁止区域	日野郡日南町生山字板井谷山313－31から313－33まで及び313－35から313－37まで		6ha	平成30年11月1日から 令和10年10月31日まで
㉚	舟場 特定猟具(銃器)使用禁止区域	日野郡日野町舟場地内の県道西伯根雨線と町道下黒坂線との交点を起点とし、同所から同県道を南方に進み、国道181号に至り、同国道を西方及び南方に進み、国道180号に至り、同国道を西方に進み、町道大谷線に至り、同町道を南西に進み、町道下黒坂線に至り、同町道を東方及び北東に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域		142ha	平成29年11月1日から 令和９年10月31日まで
㉛	上福万 特定猟具(銃器)使用禁止区域	米子市福万地内の県道米子丸山線と市道上福万日下原線の交点を起点とし、同点から同市道を東方に進み、同市福万1076-2地先の里道に至り、同里道を東方に進み、財ヶ谷導水路に至り、同導水路を南東に進み、佐陀川右岸の木製標柱に至り、同標柱と県道米子丸山線上に位置する標柱とを直線で結んだ線を南西に進み、県道米子丸山線に至り、同県道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域		13ha	令和３年11月1日から 令和13年10月31日まで
㉜	糸録池 特定猟具(銃器)使用禁止区域	鳥取市鹿野町鹿野地内の県道鳥取鹿野倉吉線と市道出百姓線との交点を起点とし、同点から同市道を南方に進み、同市鹿野町鹿野字鳥羽谷と字棚田口の境界の農道に至り、同農道を南西に進み、同市鹿野町鹿野字鳥羽谷、字棚田口、字棚田の境界に至り、同市鹿野町鹿野字棚田口と字棚田の境界の農道を南方に進み、標柱（No.1）に至り、同標柱から南西に伸びる尾根を同方向に進み、標柱（No.2）に至り、同標柱から西方に進み、標柱（No.3）に至り、同標柱から農業用排水路を北方に進み、県道鳥取鹿野倉吉線に至り、同県道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域		13ha	令和３年11月1日から 令和13年10月31日まで
㉝	由良川右岸 砂丘地域 特定猟具(銃器)使用禁止区域	北栄町東園と同町松神との境界と日本海のてい線との交点を起点とし、同所から同境界を南方に進み、北条川右岸に至り、同川右岸を西方に進み、由良川右岸に至り、同川右岸を北方に進み、日本海のてい線に至り、同てい線を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域		355ha	令和４年11月1日から 令和14年10月31日まで
㉞	三部野 特定猟具(銃器)使用禁止区域	西伯郡伯耆町三部地内の町道三部野線と伯耆町と南部町との境界との交点を起点とし、同所から同境界を北東に進み、県道溝口伯太線に至り、同県道を南東に進み、県道日野溝口線に至り、同県道を南方及び西方に進み、町道三部野線に至り、同町道を北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域		360ha	令和４年11月1日から 令和14年10月31日まで
㉟	農大 特定猟具(銃器)使用禁止区域	倉吉市関金町大鳥居地内の市道仙隠線と県道東伯関金線との交点を起点とし、同所から同市道を西方に進み、市道朝干１号線に至り、同市道を北方に進み、市道朝干２号線に至り、同市道を北方に進み、倉吉市志津と同市関金町大鳥居との境界に至り、同境界線を北東に進み、県道東伯関金線に至り、同県道を南方に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域		19ha	令和５年11月1日から 令和15年10月31日まで
㊱	金谷 特定猟具(銃器)使用禁止区域	倉吉市関金町安歩と同市耳との境界線と小鴨川左岸との交点を起点とし、同所から同境界線を南方に進み、国道313号に至り、同国道を南西に進み、市道本町大鳥居線に至り、同市道を北方に進み、矢送川左岸に至り、同岸を南西に進み、日吉神社敷地の南西側境界線に至り、同境界線を北北西に進み、市道宮ノタワ線に至り、同市道を西方に進み、市道金谷向田線に至り、同市道を西方に進み、市道井手１号線に至り、同市道を北西に進み、関金ふるさと農道に至り、同農道を北方に進み、小鴨川左岸に至り、同岸を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域		77ha	令和５年11月1日から 令和15年10月31日まで
㊲	本庄堤 特定猟具(銃器)使用禁止区域	岩美郡岩美町大字本庄地内の国道９号と林道向山本線との交点を起点とし、同林道を900メートル南方に進み、山道に至り、同山道を北方に進み、国道９号に至り、同国道を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域		21ha	令和６年11月1日から 令和16年10月31日まで
㊳	玉津 特定猟具(銃器)使用禁止区域	鳥取市倭文地内の市道倭文横枕線と大井手川との交点を起点とし、同所から同市道を北西に進み、市道倭文1号線に至り、同市道を南西に進み農道に至り、同農道を南西に進み、防谷堤の堤防の東端に至り、同所から北側と南側の防谷堤と山林との境界を南方及び北方に進み、同堤の堤防の西端に至り、同所から同堤防を東方に進み、農道に至り、同農道を北方に進み、市道玉津倭文１号線に至り、同市道を西方に進み、市道玉津1号線に至り、同市道を南方に進み農道に至り、同農道を南方に進み、湯谷堤に通じる農道に至り、同農道を南方に進み、湯谷堤の堤防の西端に至り、同所から同堤の周辺を南東及び南方西方北方に進み、同堤の堤防の西端に至り、同所から湯谷堤に通じる農道を北方に進み、同農道と農道の交点に至り、同所から農道を55メートル西方に進み、三叉路に至り、同所を北方に進み、市道玉津１号線に至り、同市道を北東に進み、市道倭文横枕線に至り、同市道を北西に進み、代後池の東端に至り、同所から池の周辺を南西及び北方に進み、同池の北西端に至り、同所から市道倭文横枕線を北西、北方及び北西に進み、県道猪ノ子国安線に至り、同県道を東方に進み、大井手川に至り、同川を南方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域		39ha	令和６年11月1日から 令和16年10月31日まで
㊴	岩井平和橋 特定猟具(銃器)使用禁止区域	岩美郡岩美町大字岩井地内の町道岩井平和橋線と町道岩井中央線との交点を起点とし、同所から町道岩井中央線を東方に進み、国道９号に至り、同国道を東方に進み、町道長谷１号線に至り、同町道を南東に進み、町道長谷真名線真名台橋北端に至り、同橋を渡り、同町道を西方及び南西に進み、町道岩井真名線に至り、同町道を北西に進み、町道岩井平和橋線に至り、同町道を北方に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域		23ha	平成29年11月1日から 令和９年10月31日まで
㊵	大谷 特定猟具(銃器)使用禁止区域	倉吉市大谷地内の前田堤の湖面		0.2ha	令和元年11月1日から 令和11年10月31日まで
㊶	東伯 特定猟具(銃器)使用禁止区域	東伯郡琴浦町大字徳万地内の町道光好丸尾線と西日本旅客鉄道株式会社山陰本線との交点を起点とし、同所から同線を東方へ進み、琴浦町と北栄町の境界に至り、同境界を南方へ進み、県道福永由良線に至り、同県道を南西に進み、町道槻下法万線に至り、同町道を南方に進み、県道倉吉東伯線に至り、同県道を北西に進み、農道に至り、同農道を南西に進み、町道槻下南団地１号線に至り、同町道を西方に進み、町道伊勢野斉尾線に至り、同町道を南方に進み、町道斉尾島池線に至り、同町道を南東に進み、農道に至り、同農道を北西に進み、町道森藤伊勢野線に至り、同町道を南方に進み、町道金屋島池線に至り、同町道を南東に進み、農道に至り、同農道を南方及び西方に進み、県道東伯関金線に至り、同県道を南方に進み、町道槻下法万線に至り、同町道を南西に進み、県道法万大栄線に至り、同県道を西方に進み、県道古長杉下線に至り、同県道を南西に進み、町道矢下堤防線に至り、同町道を南西に進み、農道に至り、同農道を南西に進み、県道下見関金線に至り、同県道を北西に進み、県道東伯野添線に至り、同県道を北東及び北方に進み、町道光好丸尾線に至り、同町道を北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域		1,179ha	令和４年11月1日から 令和14年10月31日まで
㊷	河内川 特定猟具(銃器)使用禁止区域	鳥取市気高町宝木地内の国道９号と県道矢口鹿野線との交点を起点とし、同点から同国道を東方に進み、２級河川河内川右岸に至り、同川右岸を南方に進み、市道上光元下光元二本木線に至り、同市道を西方に進み、県道矢口鹿野線に至り、同県道を北方に進み、市道下坂本村内線に至り、同市道を北方に進み、県道矢口鹿野線に至り、同県道を北方に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域		153ha	令和２年11月1日から 令和12年10月31日まで
㊸	大高 特定猟具(銃器)使用禁止区域	米子市下郷地内の市道下郷４号線と佐陀川右岸の交点を起点とし、同点から同川右岸を南方に進み、精進川右岸に至り、同川右岸を南東に進み、県道淀江岸本線に至り、同県道を南東に進み、精進川左岸に至り、同川左岸を北西に進み、佐陀川右岸に至り、同川右岸を南方に進み、市道尾高河岡線に至り、同市道を南西に進み、佐陀川左岸に至り、同川左岸を北方に進み、市道下郷４号線に至り、同市道を東方に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域		19ha	令和２年11月1日から 令和12年10月31日まで
㊹	天神川中流 特定猟具(銃器)使用禁止区域	国道179号の新穴鴨橋から倉吉市道円谷町大原線の大原橋までの天神川河川区域及び三朝町道大瀬本泉線のわかとり橋から天神川までの三徳川の河川区域		111ha	令和３年11月1日から 令和13年10月31日まで
㊺	岩坪池 特定猟具(銃器)使用禁止区域	東伯郡北栄町高千穂地内の岩坪池の湖面		4ha	令和３年11月1日から 令和13年10月31日まで
㊻	西高尾ダム 特定猟具(銃器)使用禁止区域	東伯郡北栄町西高尾地内のレークサイド大栄の公園敷地と西高尾ダムの堤体との交点を起点とし、同点から堤体を東方に進み、町道東高尾西高尾線に至り、同町道を南西に進み、町道西高尾ダム２号線に至り、同町道を北西に進み、レークサイド大栄の公園敷地の境界線に至り、同境界線を北西、北東及び南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域		27ha	令和３年11月1日から 令和13年10月31日まで
㊼	小鴨川 特定猟具(銃器)使用禁止区域	倉吉市蔵内地内の反土橋から倉吉市耳と同市関金町安歩の境界までの小鴨川の河川区域		50ha	令和４年11月1日から 令和14年10月31日まで
㊽	福塚 特定猟具(銃器)使用禁止区域	日野郡日南町福塚地内の県道猪ノ子原上石見停車場線と町道花紙山根線の交点を起点とし、同所から同町道を北西及び北東に進み、農道に至り、同農道を南東に進み、町道霞福塚線に至り、同町道を北東に進み、白谷橋に至り、白谷川を南東に進み、県道猪ノ子原上石見停車場線に至り、同県道を西方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域		37ha	令和４年11月1日から 令和14年10月31日まで
㊾	笠木 特定猟具(銃器)使用禁止区域	日野郡日南町茶屋地内の県道安来伯太日南線と小原川との交点を起点とし、同所から同川を東方に進み、同川と町道大戸原線との交点に至り、同町道を南方に進み、同町道と水路との交点に至り、同水路を南東及び南方に進み、農道に至り、同農道を南方に進み、町道平田稗田線に至り、同町道を西方に進み、県道安来伯太日南線に至り、同県道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域		15ha	令和４年11月1日から 令和14年10月31日まで
㊿	阿毘縁 特定猟具(銃器)使用禁止区域	日野郡日南町阿毘縁地内の県道印賀奥出雲線と町道長溝高山線との交点を起点とし、同町道を北方に進み、町道深谽長溝線に至り、同町道を東方に進み、県道印賀奥出雲線に至り、同県道を南西及び西方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域		21ha	令和４年11月1日から 令和14年10月31日まで
51	清水原 特定猟具(銃器)使用禁止区域	西伯郡大山町豊房地内の県道大山佐摩線と県道赤松大山線との交点を起点とし、同点から県道赤松大山線を南西に進み、農道との交点に至り、同農道を北西に進み、町道清水原線に至り、同町道を南西に進み、農道に至り、同農道を南西に進み、町道畑・古前線に至り、同町道を北西に進み、水路に至り、同水路を北方に進み、里道に至り、同里道を北西に進み、農道に至り、同農道を東方に進み、水路に至り、同所と同町豊房字上中島林2183番地先里道に位置する標柱を直線で結んだ線を東方に進み、里道に至り、同里道を北方に進み、県有林との境界に至り、同境界を東方に進み、県道大山佐摩線に至り、同県道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域		104ha	令和４年11月1日から 令和14年10月31日まで
52	宮谷頭堤 特定猟具(銃器)使用禁止区域	倉吉市国分寺地内の宮谷頭堤の湖面		0.32ha	令和６年11月1日から 令和16年10月31日まで
53	妻木晩田 特定猟具(銃器)使用禁止区域	米子市淀江町福岡地内の県道坊領淀江停車場線と県道淀江インター線の交点を起点とし、同所から同県道を北西に進み、西日本旅客鉄道株式会社山陰本線に至り、同線を北東に進み、妻木川右岸に至り、同川右岸を南東に進み、県道淀江琴浦線に至り、同県道を南東に進み、県道坊領淀江停車場線に至り、同県道を西方に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域		285ha	令和６年11月1日から 令和16年10月31日まで
54	浅山 特定猟具(銃器)使用禁止区域	米子市尾高地内の市道尾高石田日下線と精進川左岸の交点を起点とし、同所から同川左岸を東方に進み、米子市と西伯郡大山町の境界へ至り、同境界を南方に進み、米子市尾高と米子市日下の境界に至り、同境界を東方に進み、袋川右岸に至り、同川右岸を北西に進み、市道尾高石田日下線に至り、同市道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域		151ha	令和６年11月1日から 令和16年10月31日まで
55	彦名干拓地 特定猟具(銃器)使用禁止区域	米子市内の彦名干拓地の湖岸線で囲まれた区域（米子水鳥公園区域西端と沖そ岩東端を結ぶ直線と湖岸線との交点を起点とし、同所から同所と同公園区域西端を結ぶ直線を北東に進み、同所に至り、同所から同公園区域西側境界線を北東に進み、同公園区域北端に至り、同所から同所と米子市彦名町字乗越川三1952の南西端を結ぶ直線を北東に進み、湖岸線との交点に至り、同所から湖岸線を南東に進み起点に至る線により囲まれた区域を除く。）		146ha	令和６年11月1日から 令和16年10月31日まで
56	中海干拓地 特定猟具(銃器)使用禁止区域	境港市内の中海干拓地の湖岸線で囲まれた区域		146ha	令和６年11月1日から 令和16年10月31日まで
57	浦富 特定猟具(銃器)使用禁止区域	岩美郡岩美町大字浦富地内の国道178号線と町道前田線との交点を起点とし、同所から町道前田線を東方に進み、町道浦富４号線に至り、同町道を南東に進み、県道網代港岩美停車場線との交点に至り、同県道を南方に進み、町道宮谷坊谷線との交点に至り、同町道を西方に進み、岩美町立岩美中学校敷地の境界に至り、同境界に沿って、南方、西方、北方及び西方に進み、岩美町大字浦富字宮ノ谷2948番地の山林内の山道に至り、同山道を西方、北西、西方、南西、北西、南西及び北西に進み、岩美町大字浦富字城ノ谷堤奥3019番地の山林内の道竹城跡山頂に至り、同所から、岩美町大字浦富字城ノ谷堤奥3019番地の境界に沿って北西に進み、岩美町大字浦富字甥子谷3022番地の境界に至り、同境界に沿って北西、北東、南東及び北方に進み、町道宮谷坊谷線に至り、同町道を北方に進み、国道178号線に至り、同国道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域		74ha	平成28年11月1日から 令和８年10月31日まで
58	勝田川 特定猟具(銃器)使用禁止区域	東伯郡琴浦町大字湯坂地内の町道湯坂新道２号線と町道梅田選果場線との交点を起点とし、起点から町道梅田選果場線を東方に進み、町道出上赤碕線に至り、同町道を南方に進み、県道船上山赤碕線に至り、同県道を南方に進み、町道宮木中線との交点に至り、同町道を西方に進み、町道以西小学校線に至り、同町道を南方に進み、町道立子大熊線に至り、同町道を西方に進み、通称高岡河原田農道に至り、同農道を北方に進み、町道佐崎線に至り、同町道を北方に進み、町道立子大熊線に至り、同町道を西方に進み、町道勤労体育館線に至り、同町道を北方に進み、町道箆津国主線に至り、同町道を北方に進み、町道光部落３号線に至り、同町道を北方に進み、通称光部落西農道に至り、同農道を北方に進み、県道赤碕大山線に至り、同県道を東方に進み、町道箆津国主線との交点に至り、同町道を北方に進み、湯坂新道６号線に至り、同町道を西方に進み、町道湯坂新道２号線に至り、同町道を北方に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域		262ha	平成30年11月1日から 令和10年10月31日まで
59	福原 特定猟具(銃器)使用禁止区域	西伯郡伯耆町久古地内の町道岸本大原線と町道久古５号線の交点を起点とし、起点から町道久古５号線を北方に進み、県道米子丸山線に至り、同県道を東方に進み、町道須村４号線との交点に至り、同町道を南方向へ進み、町道岸本大原線に至り、同町道を西方向へ進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域		36ha	平成30年11月1日から 令和10年10月31日まで
60	河崎越路堤 特定猟具(銃器)使用禁止区域	岩美郡岩美町河崎地内の河崎越路堤の湖面		0.7ha	令和元年11月1日から 令和11年10月31日まで
61	下峰寺 特定猟具(銃器)使用禁止区域	八頭郡八頭町下峰寺地内の長谷堤及び小坂前堤の湖面		0.43ha	令和元年11月1日から 令和11年10月31日まで
62	今在家 特定猟具(銃器)使用禁止区域	倉吉市今在家地内の茶屋堤、板橋堤及び奥堤の湖面		1.04ha	令和元年11月1日から 令和11年10月31日まで
63	樽見溜池 特定猟具(銃器)使用禁止区域	東伯郡北栄町曲地内の樽見溜池の湖面		1.7ha	令和元年11月1日から 令和11年10月31日まで
64	北条川放水路 特定猟具(銃器)使用禁止区域	県道羽合東伯線と北条川放水路左岸管理道との交点を起点とし、同点から同管理道を北方に進み、海岸線に至り、同海岸線を東方に進み、北条川放水路右岸管理道に至り、同管理道を南方に進み、国道９号に至り、同国道を東側に進み、町道北条北線に至り、同町道を南方に進み、県道羽合東伯線に至り、同県道を西方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域		10.3ha	令和２年11月1日から 令和12年10月31日まで
65	住雲寺溜池 特定猟具(銃器)使用禁止区域	西伯郡大山町古御堂地内の住雲寺溜池の湖面		2.3ha	令和２年11月1日から 令和12年10月31日まで
66	中沢池 特定猟具(銃器)使用禁止区域	西伯郡大山町押平地内の中沢池の湖面		3.7ha	令和２年11月1日から 令和12年10月31日まで
67	谷 特定猟具(銃器)使用禁止区域	倉吉市谷地内の県道津原穴沢線と大倉川との交点を起点として、同点から同県道を西に進み、農道333に至り、同農道を南方に進み、通称大仙峰に至り、同峰と農地との境界を南西に進み、農道332に至り、同農道を西方に進み、市道谷1号線に至り、同市道を北方に進み、農道337に至り、同農道を南西に進み、市道谷中央線に至り、同市道を南方に進み、農道329に至り、同農道を西方に進み、農道302に至り、同農道を北方に進み、市道谷2号線に至り、同市道を北東に進み、大字谷と大字津原の境界に至り、同境界を北東に進み、市道谷津原線に至り、同市道を東方に進み、市道鋤津原線に至り、同市道を南東に進み、農道327に至り、同農道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域		30.2ha	令和３年11月1日から 令和13年10月31日まで
68	津原 特定猟具(銃器)使用禁止区域	倉吉市津原地内の県道津原穴沢線と同市津原と同市谷との境界との交点を起点とし、同所から同境界を南西に進み、同市津原大明神と同市津原鳴神の境界に至り、同境界を北西に進み、市道津原３号線に至り、同市道を北に進み、市道津原中央線に至り、同市道を北東及び南東に進み、市道谷津原線に至り、同市道を南東及び西方に進み、同市谷と同市津原の境界に至り、同境界を西方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域		13ha	令和４年11月1日から 令和14年10月31日まで
69	渡町2区3区4区内 特定猟具(銃器)使用禁止区域	境港市渡町地内の渡漁港南側護岸と渡漁港南側臨港道路との交点を起点とし、同臨港道路を南東に進み、農道南北線22号に至り、同農道を南東に進み、市道渡54号線に至り、同市道を北東に進み、市道内浜線に至り、同市道を南東に進み、市道夕日ヶ丘自転車歩行者専用道路11号線に至り、同市道を南西に進み、農道302に至り、同農道を北東に進み、市道谷2号線に至り、同市道を北東に進み、市道夕日ヶ丘30号線に至り、同市道を南西及び南東に進み、市道夕日ヶ丘31号線に至り、同市道を南西に進み、境伊川河川護岸に至り、同護岸を北西に進み、渡漁港南側護岸に至り、同護岸を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域		34ha	令和４年11月1日から 令和14年10月31日まで
70	小清水 特定猟具(銃器)使用禁止区域	倉吉市大谷地内の小清水溜池の湖面		0.1ha	令和６年11月1日から 令和16年10月31日まで
71	池ノ谷池 特定猟具(銃器)使用禁止区域	倉吉市小鴨地内の池ノ谷溜池の湖面		0.1ha	令和６年11月1日から 令和16年10月31日まで
72	浜村川 特定猟具(銃器)使用禁止区域	鳥取市鹿野町岡木地内の県道郡家鹿野気高線と市道聖り線との交点を起点とし、同所から同県道を北方に進み、市道家の前線に至り、同市道を北方及び東方に進み、市道浜村乙亥正線に至り、同市道を北方に進み、JR西日本山陰本線に至り、同線を北東に進み、市道浜村梶掛線に至り、同市道を南方に進み、市道梶掛線に至り、同市道を南方に進み、市道岡井梶掛線に至り、同市道を南方に進み、市道木梨岡井線に至り、同市道を南方に進み、市道聖り線に至り、同市道を西方に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域		70.9ha	平成28年11月1日から 令和８年10月31日まで
73	阿弥陀川 特定猟具(銃器)使用禁止区域	西伯郡大山町大字大塚地内の町道大山口（T）大塚線名大橋東橋詰を起点とし、同所から阿弥陀川河川敷右岸に沿って南方に進み、県道淀江琴浦線大名橋東橋詰に至り、同所から同県道を西方に進み、県道大山口停車場大山線に至り、同所から同県道を北西に進み、町道平木2号線に至り、同所から同町道を北方に進み、町道神原福尾線に至り、同所から同町道を北方に進み、西伯郡大山町大字所子字場正面415-7地先の農道に至り、同農道を北方に進み、町道大山口（T）大塚線に至り、同所から同町道を東方に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域		79.7ha	平成28年11月1日から 令和８年10月31日まで
74	橋本 特定猟具(銃器)使用禁止区域	米子市石井地内の市道石井青木線と市道石井橋本線との交点を起点とし、同所から市道石井青木線を東に進み県道岩屋谷米子線に至り、同県道を南及び東に進み市道橋本石井線に至り、同市道を南東及び南西及び西に進み市道石井橋本線に至り、同市道を北及び北西及び北東へ進み起点に至る線に囲まれた一円の地域		31ha	令和元年11月1日から 令和11年10月31日まで
75	末用川 特定猟具(銃器)使用禁止区域	鹿野町広木地内の県道鳥取鹿野倉吉線と市道広木線の交点を起点とし、同点から市道広木線を東方へ進み、末用川右岸農道に至り、同農道を南方へ進み、市道閉野法楽寺線に至り、同市道を南方に進み、鹿野町閉野427-1に至り、同地点を西方に進み、県道郡家鹿野気高線に至り、同県道を北方に進み、県道鳥取鹿野倉吉線に至り、同県道を北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域		16ha	令和２年11月1日から 令和12年10月31日まで
76	西ノ井津池 特定猟具(銃器)使用禁止区域	町道高江大谷線と１－52号農道の交点を起点とし、同農道を南方に進み、町道比山大谷南線の交点に至り、同町道を西方に進み、１－30号農道の交点に至り、同農道を北方に進み、町道高江大谷線の交点に至り、同町道を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域		10.1ha	令和５年11月1日から 令和15年10月31日まで

3　指定猟法禁止区域（鉛散弾銃猟）

図面番号	名称	区域	区域図(QRコード)	面積	存続期間
①	乗越池 指定猟法禁止区域 （鉛散弾銃猟）	鳥取市三津地内の乗越池の湖面		0.7ha	平成19年３月13日から永年
②	千倉奥堤 指定猟法禁止区域 （鉛散弾銃猟）	鳥取市河原町谷一木地内の千倉奥堤の湖面		0.5ha	平成19年３月13日から永年
③	国府川 指定猟法禁止区域 （鉛散弾銃猟）	倉吉市三江地内県道上大立横田線と国府川左岸との交点を起点とし、同点から同川左岸を北東に下り、同川左岸と県道倉吉赤碕中山線との交点に至り、同県道を東方に進み、同県道と同川右岸との交点に至り、同川右岸を南西に上り、同川右岸と県道上大立横田線との交点に至り、同県道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域		17ha	平成19年３月13日から永年
④	猿飛湖 指定猟法禁止区域 （鉛散弾銃猟）	日野郡江府町大字武庫地内の中国電力俣野川ダム堤体と県道上徳山俣野江府線との交点を起点とし、同県道を東方に進み、同県道と町道池の内湖岸線との交点に至り、同町道を西方に進み、同町道と中国電力俣野川ダム堤体との交点に至り、同点を北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域		4ha	平成19年３月13日から永年
⑤	南崎津川 指定猟法禁止区域 （鉛散弾銃猟）	米子市大崎地内の南崎津川の水面		5.75ha	平成19年３月13日から永年

銃器の取扱上の注意

1　銃口は絶対に人のいる方向に向けないこと。
2　射撃するとき以外は、用心がねの中に指を入れないこと。
3　飲酒しているときは、銃にさわらないこと。
4　安全装置を過信しないこと。
5　銃をもて遊んだり、杖がわりにしないこと。
6　銃を貸したり、借りたりしないこと。
7　実包の装てんは、発射の直前に行い、猟場を離れるときは必ず脱包すること。
8　矢先の安全を確かめ、自信がなければ発射しないこと。
9　危険な地形のところでは、必ず脱包すること。
10　公道上、鳥獣保護区及び特定猟具（銃器）使用禁止区域を通過するとき、あるいは自動車で運搬するときは脱包し、銃はケース等に入れること。
11　銃の保管は厳重にし、安全点検を行うこと。
12　銃を手にするときは、必ず実包の有無を確認すること。
13　射撃の後の空薬きょうは、必ず持ち帰って適正に処分すること。